

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和7年3月18日

北海道鉄道活性化協議会 会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

特急列車利用拡大のための実証事業委託業務

(2) 業務の目的

道内の鉄道における近距離の運賃収入はコロナ禍前と同程度まで回復しているが、中長距離についてはコロナ禍前の8割程度にとどまっており、都市間移動や観光利用を中心とした特急列車等の利用拡大に向けた方策が必要である。

本業務においてはカウンター設備のある特急車両を活用し、車内での飲食料品・特産品等の販売を一定期間継続的に行うことで車内環境の改善を図り、特急列車の利用者の増加につなげる方策の検討と実証を行う。

(3) 業務の内容

事業実施にあたっては、受託者においてJR北海道をはじめ各事業者と調整を行うこと。

ア 車内販売の実施

カウンター設備のある特急車両において、車内販売を実施する。車内において販売する商品や価格設定、実施する区間や運営方法等について実証を行い、本事業実施後の事業化の可否などについて評価する。

対象とする列車並びに実証を行う期間及び区間は、任意に設定することができる。ただし、利用者の認知度向上の観点から、例えば1ヶ月間毎日または毎週土日など、各列車において一定期間継続的に実施すること。

実施に当たっては以下の事項に留意すること。

(ア) 販売箇所については、ラベンダー編成等のラウンジ車両における販売のほか、車内の巡回販売等を想定しているが、ワゴン・台車等は使用しないこと。

(イ) 飲食料品等の販売について必要な許可申請等、事業実施における必要な手続きは受託事業者において調整・実施すること。

(ウ) 事業の実施にあたっては、受託事業者がJR北海道など関係する事業者との調整を行うこと。

(エ) 受託事業者は、列車内で販売する飲食料品等の選定などについて、必要に応じて沿線自治体と連携を図ること。

(オ) 受託事業者は、次年度以降の自走化に向けて、事業の実施に当たって効率的な運営方策を検討すること。

イ 企画の広報

(ア) 本事業の広報、交通事業者への取材、情報収集・発信など、本事業に係る一連の広報を実施すること。なお、広報にあたっては、SNSにおける拡散効果を狙うなど、より多くの道内外の観光客へ訴求できるよう工夫すること。

(イ) 広報にあたり特設WEBページを作成する場合は、当協議会又は受託

者のWEBサイト内に作成すること。なお、作成に当たっては、当協議会WEBサイトの管理事業者との調整は受託者が行うこととし、必要な一切の経費は委託費用内で対応すること。

(ウ) 上記において具体的な定めのない事項について、提案者の豊富な知識やノウハウ、高度な創造性などを最大限に活かし、積極的に提案すること。

ウ 事業効果の分析

・K P Iの設定を行うこと。

・アンケート等により事業効果を分析すること。

アンケートの際の自由記載等により、定性的な側面からの分析を行うとともに、当該事業が実際の乗車にどの程度繋がっているか、実施効果が実感できるよう、定量的な分析も行うこと。

エ 報告書の提出

上記①～④について実施結果を取りまとめた報告書を作成すること。

報告書には、K P Iの達成状況及び事業効果の分析による次年度以降の事業自走化に向けた提言について記載をすること。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）5部及び電子媒体一式を納品すること。

(4) 委託期間（契約期間）

契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

(5) 納入場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道鉄道活性化協議会事務局（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

- (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記 2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）16:00（必着）
 - イ 提出場所 北海道鉄道活性化協議会事務局
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（本庁舎 3 階）
電話 011-204-5351（直通）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
令和 7 年（2025 年）3 月 18 日（火）から 4 月 1 日（火）まで
- (2) 交付場所
前記 3 の（1）のイに同じ。
ただし、交付期間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。
なお、北海道鉄道活性化協議会のホームページからもダウンロードすることが出来る。

5 企画提案書の提出期限及び場所

- (1) 前記 3 の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。
- (2) 前記（1）の提出要請を受けた者は、次のアからウに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。
 - ア 提出期限 令和 7 年 4 月 15 日（火）16:00（必着）
 - イ 提出場所 前記 3 の（1）のイに同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリ

ング)を受け、審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。(日時、場所は別途通知。)

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる概ね5程度のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局
(北海道総合政策部交通政策局交通企画課)
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(本庁舎3階)
- (3) 電話番号 011-204-5351(直通)

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知
企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。
- (4) その他
 - ア 本業務は、当協議会の令和7年度第1回全体会議の開催前であるため、開催結果によっては、委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合があるので留意すること。その場合は、当協議会と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。
 - イ 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - エ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
 - カ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - キ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

- ク 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
- ケ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- コ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。